

第64版（2023年）の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書第64版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）によって採択された変更点だけでなく、2023年—2024年版ICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）の内容を進展させる中でICAO危険物パネル（ICAO Dangerous Goods Panel）によりなされたすべての改定点を網羅している。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

Addendum（追補版）の記録。Addendum表の記録に、表中に記入される日付はAddendumの変更点が当該危険物規則書の中に記載された日付であり、記入される氏名はそれらの変更点を記載した個人の氏名であることを明確にするために注が追加された。

2—制限（Limitations）

2.3—旅客または乗務員が携行する危険物—電池駆動の移動補助機器の規定（2.3.2.2—2.3.2.4）は、移動補助機器の設計が電池の損傷に対する適切な保護を提供しない場合のみ電池が取り外しされる必要があることを識別するため改定された。

注：

非防漏型電池を装備している移動補助機器（2.3.2.3）は常時直立の状態、取り扱い、搭載および積み付けされるという要件または取り外さなければならない電池の要件は変わらない。

2.6—微量危険物—2.6.5.1項は、微量危険物を収納する包装物は本規則の適用を受けない品物を収納してもよいということを確認するため改定された。

2.8.1—政府例外規定—リスト（2.8.1）および政府例外規定のリスト（2.8.2）は新規の政府例外規定および既存の政府例外規定の改定を含むため改定された。

3—分類（Classification）

3.4.1.2.4および3.5.2.2—自己反応性物質および有機過酸化物の分類規定はそれぞれ国連モデル規則の文言に完全に揃えるため改定された。

3.8.3.2.3—腐食性物質と分類される物質または混合物は、もし複数の試験結果が（包装等級Iとは）異なる一つの包装等級を示唆しない場合、包装等級Iに割り当てなければならないということを確認するため改定された。

3.9.2.6.1—リチウム電池の試験結果要約の要件は、機器に組み込まれたボタン型単電池の試験結果要約の要請を除去するため改定された。

4—識別（Identification）

4.2—危険物リスト

危険物リストの改定には以下が含まれる。

- UN2794, Batteries, wet, filled with acid, UN2795, Batteries, wet, filled with alkali および UN3292, Cells, containing sodium の貨物機専用の包装物当たりの最大正味量が “No limit” から 400kg に変更になった。これらの物品は国連規格容器に包装されなければならない、その場合の制限量は 400kg である。
- 特別規定 A154 が、UN3171, Battery-powered vehicle, UN3528, UN3529, UN3530, engines および machineries, UN2990 および UN3072, life-saving appliances および UN3166, vehicles に追加された。
- 新規の品目名、UN3550, Cobalt dihydroxide powder の追加。
- 特別規定 A4 を UN2922, Corrosive liquid, toxic, n.o.s. へ追加および A5 を UN2923, Corrosive solid, toxic, n.o.s. へ追加した。
- UN1891, Ethyl bromide の分類を区分 6.1 から第 3 分類で副次危険性区分 6.1 へ変更した。
- UN1169, Extracts, aromatic, liquid を削除し、UN1197 の正式輸送品目名が Extracts, liquid, for flavour or aroma となった。
- 国連番号および正式輸送品目名のついたもので、“forbidden/forbidden” として表示された品目は、適用される場合、包装等級が追加された。割り当てられた場合、包装等級は分類情報の一部となる。



4.4 特別規定 (Special Provisions)

以下を含む特別規定が改定された。

- 危険物が認可のもとで供される場合、適用される A1 または A2 が危険物申告書の承認欄に記入されること明確にするために、特別規定 A1 および A2 に一つの文章が追加された。
- 水素吸蔵合金システムが供される場合、特別規定番号が危険物申告書の承認欄に記入されなければならないことを明確にする改定が A176 になされた。

新規の特別規定には以下が含まれる。

- A221 — 濃度が特定された窒素および酸素の混合物は UN1002 として輸送され、区分 5.1 の副次危険性ラベルは要求されないことを識別するため UN1002, Air compressed に割り当てられた。
- A223 — 装置を動作させるために組み込まれた副次危険性のない区分 2.2 の圧縮ガスまたは液化ガス以外の他の危険物が収納されていない状態で強固で堅牢な外装容器に包装された life-saving appliances は、貨物として輸送される場合 “not restricted” (非危険物) として輸送できることを識別するため、UN2990, Life-saving appliance, self-inflating および UN3072, Life-saving appliance, not self-inflating に割り当てられた。
注：
A223 の文言は以前包装基準 955 に含まれていた。
- A224 — UN3548, Articles containing miscellaneous dangerous goods, n.o.s. に割り当てられた。この新規特別規定は、環境有害物質を含む物品は貨物として包装基準 975 の規定に従って旅客機または貨物機で輸送でき、そのため当該国連番号に割り当てられている特別規定 A2 は適用しないことを識別している。
- A225 — UN3538, Articles containing non-flammable, non-toxic gas, n.o.s. に割り当てられた。この新規特別規定は、副次危険性のない区分 2.2 のガスを含む物品は貨物として包装基準 222 の規定に従って旅客機または貨物機で輸送でき、そのため当該国連番号に割り当てられている特別規定 A2 は適用しないことを識別している。

5 — 包装基準 (Packing instructions)

表 5.0.B — List of Inner Packagings — 金属製およびプラスチック製エアゾール (IP7, IP7A, IP7B および IP7C) の参照を除去するため改定された。

PI203, PIY203 および PIY963 は、金属製およびプラスチック製エアゾール (IP7, IP7A, IP7B および IP7C) のすべての詳細を除去するため改定された。基準となる容量は国連モデル規則の規定に一致して、金属製エアゾールおよびガスを含む小型容器 (ガスカートリッジ) については 1,000mL、プラスチック製容器については 500mL となった。

PI220, PI378 および PI972 — 危険物のための取容方式がエンジンまたは機械を適切に保護しない場合には、エンジンまたは機械は強固な外装容器に包装するかまたは架台 (cradles)、クレートまたは他の取り扱い器具に固定することを明確にするための追加包装要件を含めるため改定された。エンジンまたは機械の中のリチウム電池が損傷している、または欠陥品である場合にはエンジンまたは機械は輸送禁止であるという追加規定が追加された。発地国および運航者の属する国の当局の認可の下で貨物機にて輸送される本格生産前の試作品のリチウム単電池または組電池または少量生産のリチウム単電池または組電池を含むエンジンまたは機械には今版では特定の参照もつけられている。

PI222 および PI975 — UN3538, Articles containing non-flammable, non-toxic gas, n.o.s. および UN3548, Articles containing miscellaneous dangerous goods, n.o.s. のための包装規定に対処するため追加された。ただし物品は特別規定 A224 または A225 に規定された条件に合致すること。

PI870 — 機器に組み込まれた電池のための包装規定に付けられた参照を除去するため改定された。電池が機器に組み込まれている場合、正しい分類は UN3171, Battery-powered equipment であり PI952 が適用される。

PI950, PI951 および PI952 — 乗り物の中のリチウム電池が損傷している、または欠陥品である場合には乗り物は輸送禁止であるということを識別する改定がなされた。発地国または運航者の属する国の当局の認可の下で貨物機にて輸送される本格生産前の試作品のリチウム単電池または組電池または少量生産のリチウム単電池または組電池を含む乗り物には今版では特定の参照もつけられている。

PI965 および PI968 — Section IB にしたがって準備される各包装物は、少量危険物包装物に適用される 3m の積み重ね試験に耐えられなければならない。

PI966, PI967, PI969 および PI970 — 包装物がオーバーバックに置かれるとき包装物はオーバーバック内で固定され、またそれぞれの包装物の意図した機能がオーバーバックによって損なわれてはならないことを明確にするため Section

IIが改定された。これにより、5.0.1.5に規定されたオーバーパックの一般要件に揃えたことになる。

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

6.1.7 — 6.1.9 — エアゾールの要件が削除された。

6.4.1、6.4.2 — 国連規格シリンダーを含むシリンダーの設計、製造、試験、最初の検査および定期検査の規定が改定された。

6.4.4 — エアゾールおよびガスカートリッジの試験要件の規定が改定された。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.1.5.5 — リチウム電池マークはマーク内の電話番号の要件を除去するため改定された。2026年12月31日までの経過期間があり、期間中危険物規則書第63版に掲載されたマークは引き続き使用できる。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.2.1 — 航空貨物運送状の危険物の記述についての経過期間は2024年12月31日までさらに2年間延長された。

9 — 取り扱い (Handling)

9.3.7 — 受託後にラベルが失われ、剥がれ、または判読できなくなっているのを発見した場合の包装物上のラベルの張り替えの規定は、例えば微量危険物マークおよび少量危険物マークのように運航者により張り替えられるマークについての要件を含むために改定された。

10 — 放射性物質 (Radioactive Materials)

10.8.3.9.2, ステップ6 — 関連データが利用できない放射性核種の混合物への参照を含めるためステップ6の文言が改定された。荷送人が表10.3.Bを使用してA1値またはA2値を決定した場合、危険物申告書に声明文を追加しなければならない。

10.8.3.9.4 — 関連データが利用できない放射性核種の混合物への参照を含めるためステップ13が改定された。荷送人が適切なA1値またはA2値を決定するため表10.3.Bを使用した場合、表10.3.Bの最初の欄に規定された放射性収納物の表示だけでなく表10.3.Bの使用に対する参照も記載されなければならない。

付録A — 用語の解説に記載された用語の定義に多くの変更がなされた。

付録C — 表C.1区分4.1の現在割り当てられた自己反応性物質のリストおよび表C.2の有機過氧化物リストに追加がある。

付録D — 当局の連絡先情報が最新のものとなった。

付録E — 国連容器の販売業者 (E.1) および容器の試験施設 (E.2) のリストに変更がなされた。

付録F — 販売代理店 (F.2) のリストが改定された。IATA 認定教育訓練校 (F.3 — F.5) は新規のCBTA センタープログラムに加入した企業を含めるため最新のものとなった。